緊急時対策

◆重度身体障害者等緊急通報システム

緊急時に無線発報器等により消防庁に通報することができ、地域通報協力体制で速やかな援助を受けることができるシステム。

対象18歳以上の1人暮らしなどの重度身体障害者（2級以上）、特殊疾病患者（都の医療券をお持ちの方）

◆重度心身障害者火災安全システム

家庭内の火災時に、住宅用防災機器により自動的に消防庁に通報するシステム。

対象18歳以上の1人暮らしなどの重度身体障害者(2級以上)や重度知的障害者(2度以上)

介護人等派遣について

◆重度脳性麻痺者介護人派遣事業

20歳以上で脳性マヒによる障害の程度が1級の方が単独で野外活動することが困難な場合に派遣します。

自立支援給付

◆居宅介護（ホームヘルプサービス）

身体介護や家事援助など、日常生活の支援を受けることができます。

◆重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人への自宅での入浴・排泄・食事の介護、外出時の移動支援等。

◆行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときの危険を回避するために必要な支援・外出支援。

◆重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人への居宅介護等の包括的サービスです。

◆児童デイサービス

障害児の日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等。

◆短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合等における、短期間、夜間も含めた、施設での入浴・排泄・食事の介護等。

◆療養介護

医療と常時介護を必要とする人への医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話。

◆生活介護

常に介護を必要とする人への昼間の入浴、排泄、食事の介護及び創作的活動または生産活動機会の提供。

◆障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）

施設に入所する人への夜間や休日の入浴・排泄・食事の介護等。

◆共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行なう住居での入浴・排泄・食事の介護等。

◆自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間の身体機能・生活能力の向上のための必要な訓練。

◆就労移行支援

一般企業へ就労を希望する人への一定期間の身体機能または生活能力の向上のための必要な訓練。

◆就労継続支援（雇用型・非雇用型）

一般企業等での就労が困難な人への働く場の提供、知識及び能力の向上のための必要な訓練。

◆共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行なう住居での相談や日常生活上の援助。

地域生活支援事業

◆相談支援

障害者等からの相談対応、必要な情報の提供や権利擁護のための必要な援助。

◆コミュニケーション支援

聴覚、言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人への手話通訳者の派遣等。

◆移動支援

円滑に外出できるための移動支援。

◆地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行なう施設。

◆日中一時支援

介護者が緊急その他やむを得ない理由により介護できないとき、障害者の日中における活動の場の確保及び一時的な監護の支援。

◆日常生活用具給付事業

主に重度（身体障害者手帳2級以上または愛の手帳2度以上）の心身障害者の方が日常生活を容易にするための用具を障害の状況により給付。

施設訓練等支援（旧法施設支援サービス）

◆身体障害者援護施設

身体障害者福祉法に基づき、必要な治療や訓練を行なうための入所（通所）施設。

対象18歳以上で身体障害者手帳を所持している方

◆知的障害者援護施設

知的障害者福祉法に基づき、必要な指導や訓練を受けるための入所（通所）施設。

対象18歳以上で愛の手帳を所持している方

そのほか

◆声の「広報ふっさ」の郵送

秘書広報課広報広聴係☎551・1568

◆声の「市議会だより」の郵送

議会事務局庶務係☎551・1523

◆外出困難な障害者への図書の宅配

中央図書館☎553・3111

◆心身に障害のある児童の就学相談

教育委員会指導室☎551・1948及び教育相談室☎551・7700

市内の障害者のための施設

◆知的障害者更生施設

知的障害者の方が施設に入所され、自立した生活を送るための指導・訓練を受ける福祉施設。

◆知的障害者グループホーム・ケアホーム

現に就労等をされている知的障害者の方たちが、数人で世話人さんと生活する福祉施設。

◆精神障害者グループホーム

将来独立して生活できるよう、期限付で住まいを提供し必要な助言・援助を行なっている施設。

◆精神障害者小規模通所授産施設

回復途上にある精神障害者が、地域社会における自立を目指し必要な訓練等を行なう福祉施設。

◆地域活動支援センター「ハッピーウイング」（福生市東町6-8ＭＥビル3階☎553・9888）

精神障害者の方の日常的に困っていることや、悩みに関する相談支援を行なっています。

◆福生市障害者自立生活支援センター「すてっぷ」（南田園2-13-1福祉センター内☎539・3217FAX553・7532）

福生市内在住の障害のある方の生活等に係る相談支援、就労に係る支援を行なっています。

市役所以外の相談窓口

●社会福祉協議会（南田園2-13-1福祉センター内☎552・2121FAX553・7532）

ボランティアの育成や障害者の移送サービス、生活福祉資金の貸し付けなどを担当しています。

※ボランティアの育成やボランティアグループ、ボランティアなどの相談は、福祉センター内ふっさボランティア・市民活動センター（☎552・2122）へ。

●東京都心身障害者福祉センター（新宿区戸山3-17-2☎03・3203・6141FAX03・3203・6185）

●同多摩支所（国立市富士見台2-1-1☎573・3311FAX576・5295）

身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所として、区市町村に対する専門的相談・支援を行なうほか、高次脳機能障害のある方等への相談などを行なっています。

その他、身体障害者手帳、愛の手帳の発行や東京都重度障害者手当の支給等を行なっています。多摩支所は、主として多摩地域の方々に、障害に関する専門的相談、愛の手帳や補装具の判定及び講習会等の地域支援を行なっています。

●立川児童相談所（立川市曙町3-10-9☎523・1321FAX526・0150）

18歳未満の児童に対する児童施設への入所決定、愛の手帳の判定などを行ないます。

高齢者介護予防教室

介護予防を目的とした教室を左表のとおり実施します。ぜひご参加ください。

対象65歳以上の高齢者で介護保険要介護認定の「要介護」「要支援」に該当しない方（筋力向上トレーニングと介護予防フォローアップ事業は、医師から運動制限を受けていないことも条件に含みます。）

申込み12月6日(月)～13日(月)の間に事前に電話で申し込みのうえ、印鑑を持参して市役所1階9番介護福祉課高齢福祉係☎551・1751へ。

教室名	目的	内容	日時	場所
第4回筋力向上トレーニング教室	転倒骨折の防止及び加齢にともなう運動器の機能低下の予防・向上	個人の身体状況などに応じたトレーニング（先着20人※今年度初参加の方を優先）	平成23年1月11日～3月の火曜日（全12回）午後2時～4時※費用無料	福祉センター2階理学療法室
筋力向上トレーニング教室（接骨師会）		個人の身体状況などに応じた機能訓練	1週間に1回程度（全12回）でおおむね3か月間※費用無料	市と契約している各接骨院
介護予防フォローアップ事業（接骨師会）	より細かな指導とフォローによる運動器の機能低下の予防・向上	個人の身体状況などに応じた機能訓練（原則として介護予防教室に参加されたことがある方）	1週間に1回程度（全12回）でおおむね3か月間※費用無料	市と契約している各接骨院
健口（けんこう）栄養教室	食べる・話をする等の口の機能（口腔機能）の向上、日々の食生活を見直す低栄養予防	歯科衛生士による口腔機能についての話、口腔清掃及び口腔体操。管理栄養士による栄養相談や調理実習など（先着15人）	12月21日～平成23年3月の火曜日（全12回）午前10時30分～午後0時30分※調理実習の材料費実費	福祉センター2階作業療法室及び調理実習室

平成23年1月の女性悩みごと相談 ～羽村市との共同事業～

日時・場所【福生市】12日(水)・26日(水)午前9時～午後1時、市役所1階第1相談室【羽村市】5日(水)・19日(水)午後1時30分～午後4時30分、羽村市役所東庁舎1階福祉事務所内相談室

※福生市・羽村市在住の女性の方でしたら、どちらの市へ申し込まれてもかまいません。予約制で先着3人まで。予約は、相談日の1か月前から福生市広報広聴係☎551・1568、羽村市市民相談係☎555・1111へ。

各種手当等振込みのお知らせ

●特殊疾病患者福祉手当、心身障害者福祉手当を12月中ごろまでに振り込みます。

問合せ障害福祉課☎551・1742

●高齢者居住支援特別給付金(8～11月分)を、12月10日ごろに振り込みます。

問合せ介護福祉課高齢福祉係☎551・1751